

2003年11月26日

労働訴訟協議会について

弁護士 石寄信憲

1 協議会の設置経緯

司法制度改革推進本部の労働検討会の中で、労働訴訟の改善について裁判官、弁護士の実務家が協議する必要があるとの意見が出された。そこで、東京地裁の労働部（3ヶ部）の裁判官有志（裁判官6名、書記官1名）と労使双方の代理人弁護士（労3名、使3名、中立1名）とが協議することとなった。

2 協議事項

適正かつ迅速な裁判を日指し、労働関係事件の裁判の審理を円滑に行うための運用の改善に関する事項について協議することとする。具体的には、主張の出し方、争点整理の在り方、書証提出のルール、人証の申請と証拠調べの在り方等の実務的な問題である。具体的な協議事項の主なものは別紙のとおりである。

3 協議のスケジュール

（1）月1回程度のペース、訴訟手続の流れにそって論点を協議することとしている。

5月20日 6月18日 7月15日 9月5日 10月10日
11月4日 12月1日 1月27日

（2）協議会の検討が取りまとまった場合には、法律雑誌等で発表をする等して参考に供することを予定している。

4 今後の予定

個別労使紛争を想定し訴訟手続の流れに従って一通りの議論を行った。一致できた了解事項を今後、協議して整理する予定である。また、第7回の協議会では、中労委も参加のうえ不当労働行為取消訴訟をテーマとする協議を行う。

(別紙)

労働訴訟協議会の協議事項

- 1 「訴訟提起段階」
 - 訴状提出段階で予定される主張、書証
 - 答弁書段階ないし早期の段階で被告から提出が予定される主張、書証
 - 多数当事者の事件の併合要件
 - 裁判所から代理人に対する審理に関する協力要請の文書の送付
- 2 「タイムターゲットの設定」
 - 期日指定の在り方
 - 争点整理の回数の見通し
 - 進行についての意見聴取
 - 代理人複数の場合の期日の指定
 - タイムターゲットを設定する時期
 - 審理方式の複数コースについて
- 3 「争点整理段階」
 - 効率的な争点整理の在り方
 - 準備書面、書証の提出期限の遵守
 - 証拠説明書の提出の励行
 - 主張の内容、長さ
 - 当事者からの時系列表、主張の要約等の提出
 - 書証提出への両当事者の協力
 - 提出される書証の取捨選択
 - 整理した争点のまとめ方
 - 釈明権の行使について
- 4 「人証調べの段階」
 - 人証申請の在り方(必要性、尋即時間、出頭確保)
 - 集中証拠調べの実施方法
 - 陳述書の内容、提出期限
 - 弾劾証拠以外の書証の事前提出の励行
 - 人証調べ後の書証の提出
 - 主尋問、反対尋問の在り方
 - 主尋問・反対尋問の同一期日の実施と陳述書
- 5 「その他」